

經濟學叢論 每月十日發行  
 第四十七卷第二號 昭和十三年八月一日發行  
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

# 東京帝國大學經濟學會

# 經濟叢論

第四十七卷 第二號

昭和十三年八月一日發行

## 論叢

貨幣は被覆なりや……………

文學博士 高田保馬

日本國民經濟の根本性格……………

經濟學博士 石川興二

統計機關論……………

經濟學博士 蜷川虎三

## 時論

連繫貿易制(Link-system)に就して……………

經濟學博士 谷口吉彦

## 研究

純粹理論經濟學と日本國民主義……………

經濟學士 柴田敬

理論經濟學との間の距離……………

經濟學士 德永清行

支那經濟に於ける銀の地位……………

經濟學士 青山秀夫

ワルラスに於ける動學化の問題……………

經濟學士 住谷勇二

## 說苑

近世絞油業の生産機構……………

經濟學士 中谷實

資本及び資本形成理論の二元性……………

經濟學士 宮本又次

## 附錄

ドマンチヨン、村落と田舎共同體……………

經濟學士 宮本又次

彙報

外國雜誌論題

(禁轉載)

# 支那經濟に於ける銀の地位

徳永清行

## 目次

- 一 銀本位を採る支那幣制
- 二 爲替騰貴と爲替下落
- 三 通貨膨脹と通貨收縮
- 四 銀輸入と銀輸出
- 五 銀本位を採らざる支那幣制

## 一 銀本位を採れる支那幣制

支那に於ける貨幣の改革案は二十世紀以降に於て顯れる所多きに至つて居るが、大別すれば銀本位制案金爲替本位制案及び金本位制案となる。實現可能性のあつたのは銀本位制案によるものと金爲替本位制案によるものであつたが、大體の傾向として前者即ち銀本位制に基調を有するものは支那人側の提出せる改革案であり、後者即ち金爲替本位制に基礎を置ける改革案は大體外國人側の提出せるものであつた。元より右の例外をなすもので著明なる改革案もあり、ロバート・ハート案(一九〇三年)或はワージェル案(一九一五年)の如きは銀本位制に即したる外國側案であり、盛宣懷案(一九〇八年)の如きは金爲替本位に即したる支那側案であつた。

支那近代の幣制吟味に制約して見れば、一九一四年(民國三年)の國幣條例案以後を注目するを要すべく、爾後支那の貨幣は長く特徴と稱せられたる銀基礎の下に、紊亂せる幣制の整理統一に努力が拂れたる角度を抽出することが出来る。一九一七年の國幣による徵稅計劃、一九一九年の上海造幣廠の設立決議、一九二三年の銀元、銀

1) 松岡孝兒氏、支那の幣制改革と其の意義、經濟論叢第四十二卷第一號 p.p. 166-74.  
荒木光太郎氏、滿支幣制改革問題、p.p. 37-8.

兩併用計劃、一九二八年の銀單本位による改革意見を経て、一九三二年の銀元本位銀兩併用制案があり、一九三三年即ち民國二十二年の新銀元本位制が具體化し、廢兩改元が斷行され、新標準銀元が發行されたものであつた。この間、元より金爲替本位制案の提出あり、或はたとひ銀本位を採るとしてもそれは金本位制樹立までの暫行辦法としての意義に於て存在を認むると云ふ態度も現れて居る。殊に戸田博士に於ては、貨幣制度成立の根本條件の實行が覺束かない支那に於ては「惡貨幣が良貨幣を驅逐すると云ふグレシヤムの法則の支配よりも、寧ろ反對に良貨幣が惡貨幣を驅逐すると云ふ商品的の傾向が」強調せられ更に、從來の制度下の整理統一に重きを置く方針の誤れる所以と戦後の銀相場下落の機會に乗する金本位への確定急務の所以が述べられたる示唆多き提案<sup>2)</sup>が出て居るけれども、現實に支那に行はれたる幣制改革は銀に基礎を置いたものであり、一九三五年十一月三日の幣制緊急會までは銀本位の問題を繞つて、その整理統一への努力が續けられたことを經過的に物語つて居るのである。既に早く一元的幣制確立への要求は現れたものであつたが、上海中央造幣廠が竣工されるまでは一元的幣制への可能性を缺いだるものと云ふべく、一九二三年の新銀元本位制への改革までには支那新式銀行及び國民政府財政部に對して錢莊業者及び外國銀行を環る微妙なる關係を藏したるものがあり、その間に大きく發生したる錢莊の没落が漸く廢兩改元を實現せしむる要因となつたものであるが、これとても國內經濟の全般に互つて目的を達成したものでないから、嚴密なる意味に於ける銀本位の實現は達成されなかつた譯である。ここでは一九三五年の幣制改革に至る最近の支那貨幣は銀本位下の幣制發展と見られ得るから、この機構下に於ける銀價に就て探究を行はんとするものである。

2) 戸田海市氏、支那の金本位問題に就て、經濟論叢第七卷第二號 p.p. 106-8.

たとひ銀本位の幣制として確立し得たとしても、その關係地區の内部的價格の比較的安定が得られるに止まり、對外的には金銀を中心とする爲替の變動より反映を免れることは不可能であり、銀爲替は當該國の支配の及ばざる要因によりて特殊なる影響を及したものである。從て銀本位國なりし支那それ自體の感受する影響は元より、銀本位國と貿易關係にある國に及ぶ關聯が生じ、更に支那の如き銀生産國に非ずして銀を消費し、使用する國に於ては銀生産國の事情を看過し得ない譯である。換言すれば、銀問題を取扱ふには三つの立場を分ち得るのであつて、第一は支那の如き銀の使用國であり消費國である立場、第二はかゝる國と貿易關係にある我國の如き貿易關係國の立場、第三は米國、墨西哥の如き銀の生産國としての立場である。ここに銀價を繞りて三つの政策が立てられるのであつて、概括せば、銀消費或は使用國は銀價の低位を、貿易關係國は銀價の安定を、銀生産國は生産者としての當然の政策として銀の高位を希望したものであるが小稿に於ては主として銀消費國たる支那の範圍に限局して銀の地位を取扱ふ。

## 二 爲替騰貴と爲替下落

大戦時一九二〇年頃の銀價暴騰期を摘出して見れば、當時支那は輸入に於て有利なる地位に立つたものであるが、支那は、國內經濟建設のための鐵道其他の資財購入の好期に恵れ乍ら、それを利用する所がなかつたのであつて、寧ろ銀價騰貴の不利とする方面が現れたものであり、銀高により輸出に於ては、支那輸出品たる大豆、絹、茶其他農産品等に於て他國の同種生産品との競争に不利とならざるを得なかつた。<sup>1)</sup> 但しこの場合支那の輸出

1) A. W. Pinnick, Silver and China, p.p. 44-47.

の不利性は反面に外國の購買力増大の時期でありしことに思ひを致せば、支那はよき買手となり得又よき賣手ともなり得べき好期を逸したるものと評せざるを得ない。

一九二〇年以降は銀價は下落してその傾向を續けたものであつた。輸入は元より不利となるが、輸出業者の立場に於ては甚だ便益となるべきに、期待せらるるが如き輸出の増大が現れて居ない。ピンニク氏によれば「輸出業者は一般に大いに利益を得べきであつたのである。然るに輸出が豫期程に増大せざりしは銀價と關係なき他の原因、例へば輸出税、略奪、内亂、其他財貨の移動に支障となりしものに因る<sup>2)</sup>」と述べて居るが、銀價低落の場合には外國の購買力が衰えて居ることを看逃してはならないのである。財貨を購入し得ざるは所謂金貨國の貧窮であり、支那品が安價となつても買ひ得ざるは相手國の購買力低下である。併し乍らこれと共に銀價低落は相對的に支那品の割安といふ有利性に於て第三國との競争に於ては進出力を持つものであるが、支那に於てはその有利性は活用されては居らず、然も銀安に於ける輸入の不利性に於て外國品を輸入しなければならぬと云ふ立場を脱して居ないから、支那はこの時期に於ても、よき賣手となり得ずして、拙い買手とならざるを得なかつたのである。

右の事實に徴して見る時は、支那の國內産業の發達が圖られ、貿易内容の調整が行はれる時は、銀高は理論上では輸出を阻止する爲替高を緩和するから、有利なる事情として利用し得るものであり、銀安は理論上考察され得る如き輸出促進の好條件とはなり得ないとしても、銀安の利用により第三國との競争に於て、支那は輸出の有利性を活用し得る餘地の存するを知り得る。又銀高に於ては同國必要輸入品を割安に購入し得る譯であり、銀安

2) Pinnick, *ibid.* p. 48.

に於ける輸入の不利は國內産業の整備により緩和せらるる筈である。然るに支那がその國際收支の均衡乃至改善に對外貿易と國內産業の調整を重大要因とするに不拘、之が奏效を圖らざるに於ては、銀高による輸出に有利なる増進可能性を持つ場合にも、これを發揚し得ざるのみならず、銀安の場合は輸出は理論とは反對に萎縮の傾向あるのを打開するに術がない。又銀高に於ける輸入としては支那は國內に自給し得る程度の輸入品の漫然たる輸入増進に陥り、銀安に於ける輸入の不利性に於ても自給を要すべき程度の財貨輸入を依然として、相對的に必要品として受入れる外ないのであつて、強てこの遍在性を矯正せんとすれば、輸入制限を行ふ外なく、延てそれは國民生活の水準低下に於てのみ可能であるといふ悲惨な結末を告ぐる外ないのである。この點は我國の明治三十年（一八九七年）幣制改革以前に於ける即ち銀本位制下に於ける銀價が當時關稅自主權なき我國貿易に、よく保護關稅としての機能を恰も天佑として與へし事情と興味ある對照をなして來る。<sup>3)</sup>

以上を総合せば、銀價が支那の對外貿易に及す關係は次の如く要約することが出来るであらう。支那は過去に於て銀價の高騰期にも、低落期にも、よき賣手となつて居らず、又よき買手ともなつて居ないが、銀高に於ては輸出は通常の爲替高の不利なる觀念が相手國購買力増大といふ事實により緩和され、銀高に於ける輸入は當然促進される性質を持つ點と、銀安に於ては輸出は理論上持つべき有利性が、相手國購買力減退の時期であると云ふ事實に於て減殺され、銀安に於ける輸入は當然萎縮に向ふ點を考慮する時、銀高に於ける方が輸入も輸出も増大し得るが、銀安に於ては輸入も輸出も減退して來る。然りとせば銀本位國に於ける爲替關係乃至貿易關係は銀使用國であり、銀消費國たる支那の對外貿易を銀高時に於て伸長するものに非ずやと説明付けられるであらう。<sup>4)</sup>

3) 植松考昭氏、自由貿易乎保護貿易乎 p.p. 87-95 によればこの關係は寧ろ主張出來ないことになるが卑見は肯定的である。  
4) 銀爲替の機能は輸入に於ては所謂爲替理論と事實が一致するが、輸出に於ては理論と事實が一致しないこととなる要約し得るであらう。

### 三 通貨膨脹と通貨收縮

右の關係のみを以てせば銀消費國が銀價の低位を希望する理由を把握するに苦しむが觀點を銀價高騰と銀價低落より齎される通貨の收縮と通貨の膨脹に關聯せしめて事實を検討するに於て問題を一段階進め得ることとなるのである。そのよき例を提供したものは一九二九年よりの世界不況であつて、この世界の不況と支那の恐慌を比ぶれば、前者は後者の先を走れる觀があつた。世界不況の深刻なりし一九三〇—三一年に支那は却つて好況に見舞れたかの如き經過を辿つたものであるが、これは概言すれば、世界不況は支那を逸したのではなく、時間的な差を生じたからであつた。この時間的に不況反映の遲鈍を説明するに對外的には貿易額の僅少、對内的には國民經濟の幼稚が擧げられたるに對し、サールター氏はこの何れよりも別に主因があるとし、それを銀價に求めて居る。氏によれば、大國の中に於て最も異なる型の二國として米國と印度との例を採り、米國は勿論印度の貿易額一人當は支那のそれを超えて居り、所得額一人當が支那を凌駕する比率は更に大いから、支那の對外貿易額は小であつても、當該國民所得の大なる部分を占むる譯であるとして、然も米國、印度は世界不況の影響を深刻に急速に蒙つたのであるから、貿易僅少説の立場からしては世界不況反映の緩慢を支那に就て承認し得ずとして居る。<sup>1)</sup>次に支那國民の大部分は國際水準の低級生活を脱し得ざる状態なるを以て、世界不況の感受性鈍しとなす見解があるがサールター氏によれば否定的である。氏は「世界物價が支那國內物價に及ぼせし所は他の諸國より遅く且輕かつたとしても、それを防止する特殊要因なき限り、一率に相當に蒙らざるを得ない」と云ふて居る。<sup>2)</sup>

1) Sir Arthur Salter, China and Silver, p. 4.

2) Sir Arthur Salter, ibid. p.p. 4-5.

對外的には貿易額の僅少、對内的には幼稚なる農業國の理由のみを以てしては世界不況による影響の感覺遲鈍状態を充分には説明し得ないものとしても、事實上一九三〇年には支那の國內物價は下落せずして寧ろ騰貴して居る。サルター氏はこゝを銀の立場に於て説明せんとしたものであり、諸國に於ける不況の最も深刻なりし方面を金價の騰貴に交渉せしめて、それを原因として生ぜる國內物價の下落即ちデフレーションに要因を求め、支那はこの期間に他國と事情を異にして通貨收縮より受ける影響を免れたのであり、それは通貨が金に非ずして銀であつたからであるとの見解を重要視したものである。一九二九年の銀價下落は支那にとつては打撃であらうと憂慮もせられたが、事實は却つて暫定的乍らも支那に有利に展開した。カン氏も支那が直接世界不況に禍されなかつた原因として銀の續落による緩慢なる通貨インフレーションの結果なりとして、正貨準備たる銀價の低落による有益なるメタリック・インフレーションなる説明を以てして居る。アルクウス氏は「一九三一年の冬迄は支那が銀の減價の御蔭で一般的危機の荒海の中に「幸運の小島」をなしてゐる唯一の國であつたといふ結論を下すのは、完全な誤謬であらう」と其後に來れる支那恐慌の主因を銀價騰貴に求めるを避けては居るが、「銀の減價が輸入と國債支拂の問題では否定的な役割を演じたにもせよ、或る程度においては支那の經濟にとつて有利なモメントであつたことが明らかとなつた」との肯定を與へて居る。<sup>3)</sup> 銀價が支那の不況緩和に時間的餘裕を生せしめたるは争ひ難き原因ではあつたが、これありしがために全然不況を免れしめたものではなかつた。即ち支那は銀安による緩慢的インフレーションのために世界不況に陥入るを遅れたるを以て、銀安に有利點を認むるとしても、爾後の銀價變動が支那を恐慌に突落したる決定的要因として取扱ふことは元より避けなければならない。かくて

3) イー・カン氏、支那の通貨危機 大阪朝日新聞 10年2月15日、16日、17日、20日。  
4) エス・アルクウス氏、支那と銀問題、世界政治經濟情報第三輯 p.p. 168-70.



銀安を有利に、銀高を不利に解せんとしても、それは一面的觀察にとゞまり、不況緩和の特殊要因としての銀を語り得る時期に、支那はその國情の不安により、他面既にデフレーションの傾向を起しつゝあつたことに注意を要するのである。

一九二九年に始まり、三〇—三一年に深刻なりし世界不況は一九三二年以降支那經濟に波及せるものと見ることが出来る。支那の卸賣物價指數を見る時一九三一年は高位を維持し得たものが、逐次續落して來て居る。支那恐慌の決定的要因として銀價變動を取入れることは避けるものではあるが、銀價に於て次の如き事情を收拾することは出来るであらう。この間諸國は不況脱出のため景氣回復の方策を講じて居り、支那と密接なる關係にある日・英・米の事情が銀價による有利性を喪失せしめて居る。一九三一年九月の英國の金本位離脱、同年十二月日本の圓低落、一九三三年の米國の貨幣價值低下は支那の主要貿易の貨幣減價であり、殊に一九三四年米國に於ける銀價の人為的引上實施は、支那の物價を一段と低落に向はしめたものであり、米國の銀政策は一九三四年公布の銀買上法に於てその銀法規中の最重要性を發揮したものである。

この米國の銀政策は期待の如く實現すれば、一は通貨膨脹を行ひ且銀を貨幣基礎の中に入れて通貨政策を健全ならしめ、他は銀價の引上により、支那其他東洋諸國の購買力を増大せしめんとするものであるから、その劃策が奏功すれば寔に一石二鳥の妙案たり得たのである。併しこの銀政策は政策それ自體に對して、國內産銀業者への恩恵か、インフレーション的效果か、銀の正貨復位か何れとも目的不明の政策なりとの批評もあつた位であり、對内的には理論上にも、運用上にも、功を奏したものと評され難く、對外的には成果の乏しきと云ふより

5) 支那の卸賣物價指數は一九三一年は高位であり、三二年から低下し始め、一九三三年には一層低下して、三四年には急激に低落して居る。

も、目的に反したる被害を及ぼしたるものとなつたのであつて、墨西哥、秘跡、印度、滿洲、支那等へ直接の影響を與へ、支那の蒙る所は頗る深刻であつた。蓋し支那の購買力増進なる一半の目的たる對外商品市場の開拓と投資市場の確保即ち支那市場の征服が生産原價或は關稅の引下でなく、別個の側面から支那貨幣の購買力を人為的に引上げると云ふ方法により遂行されるとの米國の意圖は銀價が投機のために奔騰したるものなるを以て、支那としては銀價昂騰による國民購買力の増大は期待の如く現れず、却つて農民の負擔を増加し、銀は海外に流出し、國民經濟を疲弊せしむることゝなつたからである。

支那では銀の使用國、消費國であると云ふ立場からして由來銀價の低位を有利なりと解せんとする傾向が現れて居り、世界經濟會議に於ても米國の金銀復本位問題に就て、支那は銀價の騰貴を恐れて反對を表示したものである。今次の米國銀政策の反響は銀價の所謂自然的昂騰と事情を異にして、銀價上騰より生ずる苦惱を支那經濟に及したものであり、殊に支那經濟より銀の流出は同國をして必然貧血状態に至らしむることゝなつた。

支那のデフレーションと銀價の昂騰關係は承認し得るものではあるが、支那恐慌への經過を銀價の騰貴のみに原因を求むることの誤謬たると併せて支那よりの銀流出は米國銀政策に於てのみ誘發せしめられたものでなく、その以前より支那經濟に包藏さるゝ基本的な要因のありしことに別個の留意を要するものがある。

#### 四 銀輸入と銀輸出

支那は銀の輸入國であり、この銀が支那に於て重要なる役割を演じたものであり、殊に貨幣として就中商品的



總計	香港	三、六	總計	五〇七、四
	支那	四、五		
小計	佛領印度支那	六、〇	總計	四七六、六
	ルーマニア	〇、一		
蘇聯	獨乙	〇、一	總計	五〇七、四
	蘇聯	一、〇		
總計	三〇四、〇	一、八八六	總計	四七六、六

1)

サルター氏によれば、「支那より銀の流出せしは、その對外收支の逆調であり、對外收支の支拂超過は貿易勘定の逆勢に加ふるに貿易外勘定の悪化であり、銀の流出による通貨の缺乏は、物價の下落を招來し、物價の下落は不況を醸成し經濟活動を萎縮せしめたのである。」<sup>2)</sup>この銀の流出に就ては對外收支の逆調を知り得るとの見解が立てられるとまでのサルター氏の言たる「貴金屬の移動によりその年度の對外收支の順逆の額を知る」<sup>3)</sup>に就ては直ちには首肯し難いものがあるが、支那の銀流出は、たとひ嚴密なる統計を缺いだとしても支那の對外收支決済のための銀流出換言すれば、支那經濟自體に銀流出を不可避的に必要ならしむる原因あることを知らなければならぬ。支那の銀流出は支那經濟の缺陷より來る内部的原因と、米國銀政策が外部的原因として異常な銀流出に向つての拍車をかけたる兩面を見なければならぬ。

支那側統計(經濟統計月誌及銀行週報)によれば一九三二年より銀の出超となつて居るが、ハンデー・ハルマン商會年報によれば支那銀の出超は一九三三年以降である。而して米國の銀政策は一九三三年度は國內産銀にのみ適用されたのであるから、一般市價への影響は輕微であつた。本格的にその影響を及して來たのは一九三四年六月十九日公布の銀買上法以後に屬する。

支那經濟に於ける銀の地位

第四十七卷 二五七 第二號 九九

- 1) Handy & Harman, 22 nd Annual Review of the Silver Market, 1937.
- 2) Salter, ibid. p. 33.
- 3) Salter, ibid. p. 30.
- 4) 飯島幡司氏、支那幣制の研究 p.p. 167-68.  
拙稿、支那の對外收支と銀問題 東亞經濟研究第二十卷第二號 p.p. 64-66.

試みに支那銀の流出をハンデー・ハルマンの年報より順次拾つて見るならば、

一九三三年度	一〇、九百萬オンス	一九三六年度	三〇二、〇
一九三四年度	二〇〇、〇	一九三七年度	一七四、三
一九三五年度	一九〇、〇	計	八七七、二

約八億七千萬オンスとなつて居る。次に銀の潮流變化の前後關係を示すものとして、一九三三年一月と一九三八年一月の世界の銀分布を對比すれば左の數字が得られる。

世界の銀分布

單位 百萬オンス	一九三八年一月	一九三三年一月	差 額
貨幣用	二、一四〇	六四〇	(+) 一、五〇〇
米 國	九一〇	一、八六〇	(-) 九五〇
支 那 (含香港)	九四〇	一、〇五〇	(-) 一一〇
印 度	一、三九〇	一、三九〇	—
其 他	—	—	—
計	五、三八〇	四、九四〇	(+) 四四〇
貨幣外	—	—	—
米 國	一、一一〇	一、〇〇〇	(+) 一一〇
支 那	八〇〇	八〇〇	—
印 度	三、四九〇	三、三〇〇	(+) 一九〇
其 他	一、六七〇	一、五〇〇	(+) 一七〇

不 損		定 耗	
計	一、一三〇	九五〇	(十)
計	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一八〇
總計	一六、五八〇	一五、四九〇	(十) 一、〇九〇

5)

米國の銀政策の影響を蒙らざる一九三三年に於ては支那は銀本位下に於ける最大の銀使用國であつたが(尤も銀の非貨幣使用に於ては印度が第一位)米國の銀政策以來の銀移動により一九三八年に於ては貨幣目的としては米國が第一位を占むに至つた。

過ぐる五ヶ年間に米國財務省は十五億オンスの銀を入手したものであるが、銀準備所要高を充すためには更に約十二億オンスの買入をなす必要がある。

戰費による銀	二〇 百萬オンス
新探掘によるアメリカ銀	一九〇
國有による銀	一一〇
其他購入による銀	一、一八〇
計	一、五〇〇

因みに右表によれば支那の銀減少は約九億五千萬オンスにして既述のハンデー・ハルマンの年報より加算せる八億七千萬オンスを超えて居るわけである。尙カン氏の推定によれば一九三〇年の世界銀分布は總計百五十億オンスにして四十五億は英領印度、二十五億が支那、十億が他の諸國の鑄造銀貨にして其他は工藝工業用、死藏量、其他發見不能量となつて居る。更にカン氏の統計に於て興味のあるのは米大陸發見後の一九三三年より一九三〇年(四三八年間)の分析であつて、銀總生産額百五十億オンスが一九三三年より一九〇〇年の四〇八年間に九十億オンス、一九〇一年より一九三〇年の三十年間に六十億オンス生産となつて居る點である。即ち先の四〇八年間には年生産額が二千二百萬オンスであるが、後の三十年間は年二億オンスといふことになる。尙以上の比較は銀の恐慌を生産過剩に在る如きに感ぜしむるも、世界の消費額と比せば、速斷し難きものとな

支那經濟に於ける銀の地位

第四十七卷 二五九 第二號 一〇一

5) Five Years of American Silver Subsidy, Finance & Commerce, April 6, 1938.

つて来る。カン氏の生産額推定量は一九三〇年に於て百五十億オンスであるから、試みにこれを基礎として爾後の生産額をハ  
ンデー・ハルマン年報より加算すれば百六十五億九千萬オンス餘となる。

一九三〇年	二四六、八百萬オンス	一九三一年	一九三、八	一九三二年	六三、七
一九三三年	一六四、一	一九三四年	一八五、四	一九三五年	二一八、五
一九三六年	二五〇、〇	一九三七年	二七六、〇	計	一、六五九、三

## 五 銀本位を採らざる支那幣制

銀の需供の變化により元來は需要側に占めし支那の地位が逆に供給側に於て著しく目立つ様になつた最近の數  
年間には、支那自體に於ける銀の地位にも一大變革を呈することゝなつた。先づ一九三五年(民國二十四年)十一月  
三日の新貨幣政策につきての財政部布告がそれである。右幣制緊急令の大意は、銀行券の兌換を停止し中央、中  
國、交通三銀行の發行券を法幣とし、銀の國有を行ひ、紙幣發行權を統一し、右法幣による爲替價值を安定せし  
むるにあつた。次で一九三六年(民國二十五年)五月十七日新貨幣政策の改正が國民政府財政部長より公表され、支  
那通貨の地位を一層強固ならしめる方策が講ぜられたものである。新通貨政策に就ては悲喜兩面の觀察が行はれ  
たものであるが、要するに米國銀政策に影響される所頗る深刻にして、その切抜策を應急的に行ふのみでは支那  
の實狀が餘りに憂慮される事態に陥つて居たからであつた。

新幣制の實體は所謂管理貨幣の制度に基調を置きたるものであつて、宋子文氏の云ふ如く、銀本位の復活を考  
慮することは全く大錯誤といはねばならぬとの見解も承認され得るが、新幣制の比較的順調なる進展が語られる

6) A Consideration of The Silver Crisis by E. Kann, North China Herald, Nov. 4, 1930.

7) Handy & Harman, Annual Review of the Silver Market, 1930-1937.

反面には、不安を杞憂として過し得たる苦心が充分拂はれて居るのであり、殊に對外的意義を多分に持つて居る。即ち支那の貨幣、金融上の一大革新は米國の銀政策に影響を蒙り、英國の支援に依つて一先づ達成され、英の遣支經濟使節リトス・ロス氏の重大な役割は改革以來の上海市場に於て恰も英國系銀行の活動が支那政府系銀行のその如き感を與へしに於てもその一端を窺ひ得べく、次で起れる支那幣制上の危機が米支銀協定により切抜られし等、英米の支配と支那の屈服の一面が鮮明せられ得るのである。世界經濟に於ける支那經濟は政治上は別としても、經濟上は平等の構成でないから列國は支那を剝奪的對象とすると支那國民の憂慮するものあるに、國民政府財政當局者並に浙江財閥の措置は、英米の支援の絶望ならざる限り、支那の幣制の前途は絶望ならずとし、然も支那の世界に占むる特殊地位をその角度に於て高め、自國の危機を歐米の依存に深めんとする態度が潜んで居るのである。<sup>2)</sup>

當初銀の流出を憂ひたる支那政府としては米國に哀訴する所あり、次で銀の輸出税を設定せしも、却つて銀の密輸出を促し、やがて銀本位の放棄、管理貨幣の採用となつた。先には密輸出されし支那の銀は、後には支那政府自身が賣却することとなり、米國政府はその銀の大部分を購入した譯であり、間接には倫敦市場より、直接には米支銀協定により受入れたのであつて、この間支那銀の流出は前掲の如く約十億オンスに近く計上されて居る。支那は一九三四年十月十五日の銀輸出禁止以降はその幣制は對外的には銀より離れたものであり、一九三五年十一月三日の新幣制以後は銀本位の廢止であり、對外的にも、對内的にも銀と絶縁したと云ひ得られるし、<sup>3)</sup>事實上支那は管理貨幣制となつて以降は政府銀行の準備銀以外は銀から離脱した譯である。支那の銀は主として香港

1) 陳開夫氏、上年中國經濟恐慌的總括及今後動向、錢業月報第十六卷第一號。  
2) 支那通貨安定の裏面、國際經濟週報 11年7月16日。  
3) 飯島幡司氏、前掲書 p. 304.



に輸出され、英國に積送され、更にその大部分が米國へ輸送されて居るが、併し或部分は尙支那政府のための護衛に保持されて居る。銀が支那經濟に占めたる地位は變革期の限局部面に於てのみの存在意義に制約されたものであるが、現在の支那事變下に最後の一役が残つて居り、支那銀の倫敦在高は一九三六年からの持越を含みて現時の推定は二億オンスであると傳へられる。<sup>4)</sup>

昨年七月十二日の第二次米支銀協定に於ては米國は支那に倫敦在銀を擔保として貸出も行へる。<sup>5)</sup>

リーベンス氏によれば今次の事變が銀市場に及す影響を豫測するは困難であるが、事變は法幣下落の運命を持つから、一方支那國民の間に未だ殘存する數億オンスの銀の退藏を促すことゝもなるであらうし、他方必要の重壓から、銀を流通上に餘儀なく押出さねばならぬことゝもなるであらうし、<sup>6)</sup> 支那の如き老大大國ではこの方面の勢力は案外に侮り難いものがあるかも知れない。

國民政府財政部によつて六月一日召集された漢口銀行家會議はその全體會議に於ける決議採擇の一項目として國內に在る金銀の集積には引續き努力を拂はんとして居り、銀秘藏者には嚴罰を辭せずとして居る。<sup>7)</sup> 又北支新政权に於ては中國聯合準備銀行の創設に當り支那側銀行の出資は全部現銀を以て行はしめ、更に舊紙幣回收に當りてはこれを發行銀行に提示してその準備に充當されて居る現銀を提供せしめ、支那側發券銀行の保有銀五千六百萬を集中せんとし、これが散逸防止のため京津兩市現銀保管委員會條令が二月七日付を以て公布されて居る。長年に亙り然も特殊な機能を以て支那經濟に功罪共に殘した支那の銀は、同國の管理通貨制採用後は存在の意義を先づ喪失したものはあるが、今その最後の一齣を新政權下と國民政府下に夫々預けて居るのであり、兩者の成行は對照して注目を要するのである。(一三・七・三)

4) Silver During The Past Year, Finance & Commerce, April 13, 1938.  
5) Silver During The Past Year, Finance & Commerce, April 13, 1938.  
7) Hankow Financial Congress, Finance & Commerce, June 8, 1938.